

中間前金払制度の導入について

平成25年2月18日から、工事案件について、次のとおり中間前金払制度を導入いたします。

1 中間前金払制度の概要

既に前払金（契約金額の4割以内（10万円未満切捨て））の支払を受けた工事であって、次の要件を満たしているものに対して、追加で契約金額の2割の額以内（10万円未満切捨て）で中間前払金をすることができる。ただし、前払金と中間前払金を合計した金額は契約金額の6割の額（10万円未満切捨て）を超えない。

《要件》

- (1) **工期**の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る**作業**が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事等に係る作業に要する**経費**が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

契約金額が130万円以上の工事が対象

前金払と中間前金払を合計した金額の上限は1億円

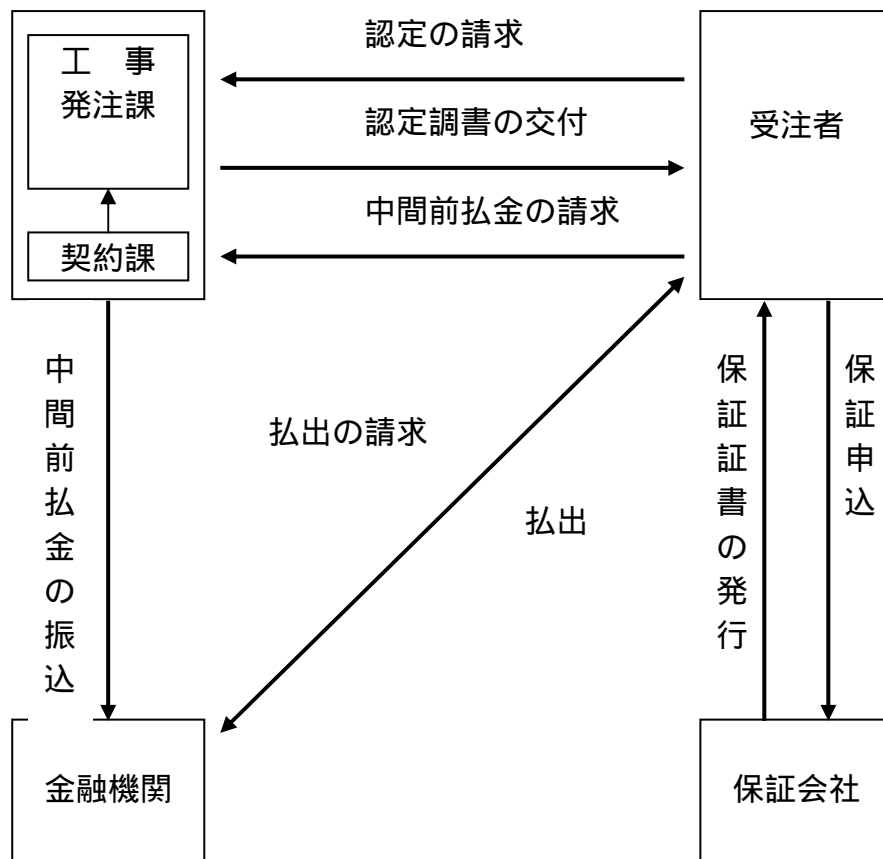
部分払により経費の支払を受けている場合は申請不可

入札した金額が低入札価格調査基準額を下回る場合を除く

2 適用開始時期

平成24年4月1日以降に公告又は指名通知をした入札について適用する。

3 中間前金払に関する手続きの流れ



認定の請求

受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、工事発注課に対し、「中間前払金認定請求書」及び「工事履行報告書」を提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

認定調書の交付

工事発注課は、工程表や提出された工事履行報告書等により、速やかに中間前払金の条件を満たしているかどうかを確認し、結果を受注者に対し、中間前払金認定調書により通知します。

保証申込

受注者は、保証会社に対して、中間前払金保証の申込みを行います。

保証証書の発行

保証会社は、書類確認等の審査を行った後、「中間前払金保証証書」を受注者に対して発行します。

中間前払金の請求

受注者は、中間前払金請求書に、保証会社の発行した「中間前払金保証証書」を添えて、契約課に提出してください。

中間前払金の振込

契約課で確認の後、工事発注課は、請求を受けた日から14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。

払出の請求、払出し

受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払出します。